

「第2次宗像市総合計画」の見直しについて

平成28年3月

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行（平成27年5月26日）及び「空き家等の適正管理に関する条例」の廃止（平成27年6月30日）に伴い、第2次宗像市総合計画（前期基本計画）の見直しを行い、次のとおり変更しました。

	箇所	見直し前	見直し後
P73	施策区分「防犯対策の充実」取組方針	<p>防犯に対する取組みとして、関係機関や市民活動団体との協働による防犯に関する啓発事業の促進や防犯パトロールなどの活動支援を行っていきます。</p> <p>また、痴漢などの性犯罪件数が多い場所には、警察と連携した防犯カメラの設置や周辺に民家や店舗などが無い集落間の道路に防犯灯を設置することで、犯罪の抑止につなげていきます。</p> <p><u>適正に管理されておらず、防災、防火及び防犯上問題がある空き家について、所有者に適正管理を促し、特に倒壊などによる他の家屋や周辺住民に被害をもたらす恐れがある場合は、空き家等の適正管理に関する条例に基づき、必要に応じて緊急安全措置や行政代執行を行っていきます。</u></p>	<p>防犯に対する取組みとして、関係機関や市民活動団体との協働による防犯に関する啓発事業の促進や防犯パトロールなどの活動支援を行っていきます。</p> <p>また、痴漢などの性犯罪件数が多い場所には、警察と連携した防犯カメラの設置、周辺に民家や店舗などが無い集落間の道路に防犯灯を設置することで、犯罪の抑止につなげていきます。</p> <p><u>適正に管理されておらず、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適正な管理を促すための措置を講じるとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく危険となる恐れのある場合には、必要に応じて代執行を行っていきます。</u></p>